

社団法人 全日本ダンス協会連合会
------------------

### 1 本会の紹介

本会は昭和60年、内閣総理大臣認可、国家公安委員会の指定によりダンス教師の認定試験等を実施する団体として創設されました。又、試験の実施のみならず、認定されたダンス教師及びダンス教授所の指導についてもその事業とされており、ダンスの健全なる発展、技術向上、よって青少年を含む健全なる社会の構築に貢献することが要求されております。

### 2 本会と協会との協定の経緯について

日本音楽著作権協会（以下「協会」という。）が文化庁に届出た「著作物使用規定」（以下「使用規定」という。）によると、ダンス教授所は、音楽使用料を支払うべきものとなっております。

本会はダンス教授所を代表し、昭和60年以後、協会と協議の上協定を結び（別紙1）、ダンス教授所は、音楽著作権使用料（以下「使用料」という。）を支払ってきました。しかし、平成5年以後、協会が一方向的に使用料の値上げを要求し、その金額につき意見が合わず、以後本会と協会との協定は事実上失効したまま現在に至っております。その後、ダンス教授所には、使用料を継続して支払っている所と支払っていない所とあります。

### 3 協会のダンス教授所に関する認識について

ダンス教授所は、過去風俗営業の取扱いになっていましたが、平成10年11月1日より風適法が改正され、一定の条件を備えたダンス教授所は、風適法から適用除外、つまり風俗営業ではなくなりました。しかし、協会の定める「使用規定」では、ダンス教授所は「社交場」という範疇に一括りにして「社交場における演奏等」の中にダンス教授所の使用料も定めております。風俗営業ではなく、文化・スポーツの領域に入った今、ダンス教授所の取扱いのあり方についても検討されるべきではないかと考えられます。

### 4 「使用料規定別表8」とダンス教授所の実態について

「使用料規定」がダンス教授所に関わる部分は、その「別表8」の規定であります。これによりますと、ダンス教授所は、「ダンス教師が1人～3人の場合30分の教授料が1,000円までは月額3,000円」という料金規定を起点に、以下それ以上の場合の料金規定が定められています。現在、ダンス教授所の教授料は、平均的にはほぼ30分3,500円～5,000円となっており、30分1,000円等という前提は現状を無視したものであります。

また、教授所の広さについても規定がありますが、ダンス教授所の場合、個人指導に限り言及すれば、音楽の使用は特定の人物に対してのみの使用であり、広さに関係なく、この規定もまた実態にそぐわないものと言わざるをえません。

協会の定める「使用料規程」によりますと、ダンス教授所が協会と音楽利用許諾契約を結ぶ場合、その方法として、一つは「包括的利用許諾契約を結ぶ場合」、もう一つは「包括的利用許諾契約によらない場合」と二通り挙げております。

このうち「包括的許諾契約によらない場合」では、教授所の面積と教授料金で使用料を定めていますが、面積が60㎡未満の教授所はほとんど無く（以前は風営法により認められなかった為）、120㎡未満又は180㎡未満の教授所がほとんどであると思われまゝ。従って「使用料規程」によるところの演奏使用料は、一曲あたり最低でも60円ということになります。

ダンス音楽一曲の平均的な演奏時間は2分30秒ですから、1時間のレッスンでは24曲かかることになり、1,440円がレッスン一時間の音楽演奏使用料となります。仮に1時間の教授料金を7,000円とした場合、教授料金の実にその1/5を協会に支払わねばなりません。教授料の中には教授技術料はもちろん、地代家賃、水道光熱費、スタッフがいたら人件費、所得税、事業税、健康保険料、年金保険料、市県民税、各種生命・障害保険料、旅費交通費、研修費・・・等の経費が含まれていますが、これらの経費と比較しても、音楽演奏使用料の割合は突出したものになります。

この計算で、1日8時間、月24日営業した場合の年間音楽演奏使用料は、60円（1曲）×24曲（1時間曲数）×8時間（1日営業時間）×24日（1ヶ月営業日数）×12ヶ月＝3,317,760円となり、これではダンス教授所の経営は成り立たなくなります。

少なくとも全国には1,500軒以上のダンス教授所があり（カルチャーセンター、サークル、ダンスホール、ダンス喫茶等は除く）全部の教室にこの計算方法を当てはめた場合実に年間50億円もの音楽演奏使用料がダンス教授所から協会に支払われることとなります。

もちろん、現在のところ半数近くのダンス教授所は、「包括的許諾契約を結ぶ」方法で音楽演奏使用料を支払っていますが、上記の計算方法を示されて、「包括的許諾契約」と「それ以外の方法」との選択をせまられれば、「包括的許諾契約を結ぶ」以外に選択の余地はありません。

また、現段階で残り半数近い未契約のダンス教授所に対し、協会は許諾契約の手続き案内書を送付し、期限内に契約手続きをとらない教授所に対して、過去10年に遡り、「包括的許諾契約によらない場合」の計算方法で損害賠償請求を起こしています。中には1,000万円以上もの損害賠償を請求されている教授所もあり、このような計算の根拠として使われる「使用料規程」は一般常識から考えても異常としか考えられません。監督官庁である文化庁は本当にこのような点を綿密に調査・検討された上でこの使用規定を認められたのでしょうか？

#### 5 文化庁への要望

①文化庁で使用規定を認定する場合、右規定に該当する業界関係者と事前に十分に協議し、実態をよく把握され、双方納得のいく形で使用料規定を定め施行されるように指導監督頂きたく要望致します。

②前述の通り、一定の条件を備えたダンス指導は風適法から除外されました。ダンスは、従来の風俗営業対象から国民の健康を守る生涯学習として、スポーツまたは文化・芸術等の発展に今後一層貢献していくものと期待されています。文化庁もこの点を十分検討されるよう要望致します。

③また、現在の使用料規定に関しましては、是非とも至急再検討され、合理的かつ実態に即したものに變更し、ダンス教授所も支払いに協力できるようにされる事を要望致します。

以上